

[1] 次の記述は、固定局の免許の申請について述べたものである。電波法（第6条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

固定局の免許を受けようとする者は、申請書に、次の(1)から(8)までに掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 目的 (2) A (3) 通信の相手方及び通信事項 (4) 無線設備の設置場所
(5) 電波の型式並びに B 及び空中線電力 (6) 希望する運用許容時間（運用することができる時間をいう。）
(7) 無線設備（電波法第30条（安全施設）の規定により備え付けなければならない設備を含む。）の工事設計及び C
(8) 運用開始の予定期日

| A | B | C |
|--------------------|-------------|-----------|
| 1 申請者が現に行っている業務の概要 | 発射可能な周波数の範囲 | 工事落成の予定期日 |
| 2 申請者が現に行っている業務の概要 | 希望する周波数の範囲 | 工事費の支弁方法 |
| 3 開設を必要とする理由 | 発射可能な周波数の範囲 | 工事費の支弁方法 |
| 4 開設を必要とする理由 | 希望する周波数の範囲 | 工事落成の予定期日 |

【解答】 4

比較的簡単な問題です。選択肢 C の「工事費の支弁方法」はまず違和感があると思いますので、その時点で選択肢は 1 か 4 です。また、「希望する周波数の範囲」を申請するので、正解は 4 です。

[2] 無線設備の変更の工事（総務省令で定める軽微な事項を除く。）をしようとするときに免許人が執らなければならない措置に関する次の記述のうち、電波法（第17条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- 2 あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。
- 3 適宜変更の工事を行い、工事完了後その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 あらかじめ総務大臣に連絡し、その指示を受けなければならない。

【解答】 1

変更の工事は、まず総務大臣に申請をして許可を受ける必要があります。

[3] 周波数測定装置の備付け等に関する次の記述のうち、電波法（第31条及び第37条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の2分の1以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- 2 電波法第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。
- 3 空中線電力100ワット以下の送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。
- 4 26.175MHzを超える周波数の電波を利用する送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。

【解答】3

100ワットではなく10ワットです。

[4] 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電気（高周波若しくは交流の電圧 **A** 又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。）を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から **B** 以上のものでなければならない。ただし、次の(1)及び(2)に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) **B** に満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
(2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、 **C** 以外の者が出入しない場所にある場合

| | A | B | C |
|---|----------|----------|----------|
| 1 | 350ボルト | 3メートル | 無線従事者 |
| 2 | 300ボルト | 2.5メートル | 無線従事者 |
| 3 | 350ボルト | 2.5メートル | 取扱者 |
| 4 | 300ボルト | 3メートル | 取扱者 |

【解答】 2

300ボルトと2.5メートルは重要な値ですので覚えておく必要があります。

[5] 空中線電力の定義を述べた次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「尖頭電力」とは、通常の動作状態において、変調包絡線の最高尖頭における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。
- 2 「平均電力」とは、通常の動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であって、変調において用いられる平均の周波数の周期に比較して十分長い時間（通常、平均の電力が最大である約2分の1秒間）にわたって平均されたものをいう。
- 3 「搬送波電力」とは、変調のない状態における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。ただし、この定義は、パルス変調の発射には適用しない。
- 4 「規格電力」とは、終段真空管の使用状態における出力規格の値をいう。

【解答】2

「平均電力」とは、通常の動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であって、変調において用いられる最低周波数の周期に比較してじゅうぶん長い時間(通常、平均の電力が最大である約十分の一秒間)にわたって平均されたものをいう

と定義されています。

[6] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）に選任された主任無線従事者の職務について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第39条（無線設備の操作）第4項の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、 **A** に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- ② ①の総務省令で定める職務は、次の(1)から(5)までに掲げるとおりとする。
- (1) 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練(実習を含む。)の計画を立案し、実施すること。
- (2) **B** を行い、又はその監督を行うこと。
- (3) 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。
- (4) 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し **C** に対して意見を述べること。
- (5) その他無線局の **A** に関し必要と認められる事項

| A | B | C |
|--------------|------------------|------|
| 1 無線設備の管理 | 電波法に規定する申請若しくは届出 | 免許人 |
| 2 無線設備の操作の監督 | 電波法に規定する申請若しくは届出 | 総務大臣 |
| 3 無線設備の操作の監督 | 無線設備の機器の点検若しくは保守 | 免許人 |
| 4 無線設備の管理 | 無線設備の機器の点検若しくは保守 | 総務大臣 |

【解答】 3

選択肢 B について、申請や届出を行うのは主任無線従事者ではなく免許人の仕事です。

また、総務大臣に対して意見を述べるのではなく、免許人に対して述べます。

比較的容易な問題でしょう。

[7] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の免許状の記載事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条、第54条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合においては、 **A** は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
- (2) 通信を行うため **B** であること。
- ③ ①又は **C** に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

| A | B | C |
|-----------------------------|-----------|-------------|
| 1 無線設備、識別信号、電波の型式及び周波数 | 必要かつ十分なもの | ② ((2)を除く。) |
| 2 無線設備、識別信号、電波の型式及び周波数 | 必要最小のもの | ② ((1)を除く。) |
| 3 無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数 | 必要かつ十分なもの | ② ((1)を除く。) |
| 4 無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数 | 必要最小のもの | ② ((2)を除く。) |

【解答】 4

選択肢 B については「必要最小のもの」とされています。また、選択肢 C について、「通信を行うために必要最小であったかどうか」は客観的・定量的に検証することは難しいため、この条項の (2) については違反して運用したことに対する罪を問うことはできません。以上のことより正解は 4 と分かります。

[8] 一般通信方法における無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線通信は、試験電波を発射した後でなければ行ってはならない。
- 2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 3 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 4 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

【解答】 1

このような規定はありません。

[9] 次の記述は、固定局の検査について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、 A、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備等（無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類をいう。以下同じ。）を検査させる。
- ② ①の検査は、当該無線局（注1）の免許人から、①により総務大臣が通知した期日の B前までに、当該無線局の無線設備等について登録検査等事業者（注2）（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）が、総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類が電波法の関係規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは①にかかわらず、 Cすることができる。

注1 人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。以下同じ。

2 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

| A | B | C |
|-----------------|----|-------|
| 1 総務省令で定める時期ごとに | 3月 | 一部を省略 |
| 2 毎年1回 | 1月 | 一部を省略 |
| 3 総務省令で定める時期ごとに | 1月 | 省略 |
| 4 毎年1回 | 3月 | 省略 |

【解答】 3

検査期間は、電波法に例えば「毎年1回」などと規定してしまうと、社会情勢の変化などに鑑みた柔軟な運用が出来なくなってしまうため、「総務省令で定める時期」として省令で調整しやすいように考慮されています。また、開局時の総務省職員による検査は「一部を省略」とされていますが、既に運用を行っている無線局に対する検査は、登録検査等事業者等の検査によって全部を省略することができます。

[10] 総務大臣が行う無線局（登録局を除く。）の周波数等の変更の命令に関する次の記述のうち、電波法（第71条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、無線局の運用に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は無線局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、無線局が他の無線局に混信その他の妨害を与えていると認めるときは、当該無線局の電波の型式、周波数又は空中線電力の指定を変更することができる。
- 4 総務大臣は、電波の能率的な利用の確保その他特に必要があると認めるときは、当該無線局の電波の型式又は周波数の指定を変更することができる。

【解答】 1

このように規定されています。

[11] 次の記述は、総務大臣が無線局（登録局を除く。）の免許を取り消すことができる場合について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き **A** 以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第17条（変更等の許可）の許可を受け、又は電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。
- (3) 免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したことにより、3月以内の期間を定めて行われる **B** の停止の命令、又は期間を定めて行われる **C** の制限に従わないとき。
- (4) 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。

| | A | B | C |
|---|----------|----------|---------------------|
| 1 | 6月 | 電波の発射 | 電波の型式、周波数若しくは空中線電力 |
| 2 | 1年 | 電波の発射 | 運用許容時間、周波数若しくは空中線電力 |
| 3 | 1年 | 無線局の運用 | 電波の型式、周波数若しくは空中線電力 |
| 4 | 6月 | 無線局の運用 | 運用許容時間、周波数若しくは空中線電力 |

【解答】 4

A：6か月です。これを覚えておけば2択まで絞れます。

BとCについては、回答選択肢4のように規定されています。

[12] 免許状に記載した事項に変更を生じたときに免許人が執らなければならない措置に関する次の記述のうち、電波法（第21条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 3 速やかに免許状を訂正し、総務大臣にその旨を報告しなければならない。
- 4 免許状を訂正することについて、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。

【解答】 2

これは容易な問題です。総務大臣に提出して訂正してもらいます。選択肢3・4のように、自分で訂正してはいけません。